

子会社から孫会社株式の現物配当 ～組織再編～

100%子会社(A社)が保有する子会社株式(B社株式)を親会社(P社)に現物配当した場合、P社の個別財務諸表上の会計処理はどうのようになるでしょうか。

親会社(P社)が、配当財産として孫会社株式(B社株式)を受け取った場合は、**当該孫会社とそれまで保有していた子会社株式(A社株式)と実質的に引き換えられたものとみなして**、分割型の会社分割における被結合企業の株主に係る会計処理に準じて処理することになります(事業分離等会計基準第49項)。つまり、P社がB社の親会社になるように会計処理します。

この場合、P社の保有していたA社株式のうち「実質的に引き換えられたものとみなされる額」は、分配を受ける直前の当該株式の適正な帳簿価額を合理的な方法によって按分し算定するとされており、具体的な按分方法は、①関連する時価の比率、②時価総額の比率、③関連する帳簿価額の比率で按分する方法があります(企業結合適用指針第297項)。

P社が受領する財産が、P社にとって子会社株式となる場合は、投資が継続されたものとして会計処理を行うこととなります。したがって、受け取ったB社株式は、減少するA社株式の帳簿価額に基づき算定することになり、結果として貸借が一致するため、**P社は損益を認識することはありません**(企業結合適用指針第257項、事業分離等会計基準第49項、50項、38項、17項(1))。

仕訳で表せば、次のとおりです。

【前提条件】

- ・親会社P社(受取側)が保有する子会社株式(A社株式)の帳簿価額を1,000とする。
- ・A社が保有する子会社株式(B社株式)の帳簿価額を1,000とする。
- ・子会社(A社)の株主資本の適正な帳簿価額を2,000、孫会社(B社)の株主資本の適正な帳簿価額を1,500とし、実質的に引き換えられたとみなされる額は、関連する帳簿価額の比率で按分する方法を採用したとする。

【仕訳】

(借方)	子会社株式	600	／	(貸方)	子会社株式	600
	(B社株式)				(A社株式)	

(注) $1,000(A社株式の帳簿価額) \times 1,500(B社の株主資本の適正な帳簿価額) \div \{(2,000 - 1,000)(A社の現物配当後の株主資本の適正な帳簿価額) + 1,500(B社の株主資本の適正な帳簿価額)\}$